

みんなで節電アクション!

東北地方太平洋沖地震の影響により、東日本では電力供給が極めて厳しい状況になっています。私たちが、支援・協力できることとして、今まで以上に、省エネ・節電の努力が求められます。家庭やオフィスでみんなが少しずつ努力することが、被災地の復興と安定した電力供給につながります。阪神・淡路大震災を経験した私たちが、率先して取り組んで行きましょう。

家庭でできる節電 7つのポイント

- 1 こまめにスイッチオフ(スイッチオフで電気使用は必要最小限に) 必要のない灯りや、見ないテレビ・使わないパソコンは、こまめに消す。
- 2 待機電力を削減(使用していない場合にも電力が使用される待機電力を削減) 使用していない場合にも電力が消費されてしまう「待機時の消費電力」いかにして減らしていくのかも重要な節電対策です。
- 3 エアコンで削減(設定温度・風向きを調節して節電) フィルターのお掃除はこまめに/室外機の回りに物を置かない/風向きを上手に調節/室内温度は適温に保つ(夏の冷房時の室温は28。温度設定を1高くすると、約13%の消費電力の削減になります)
- 4 冷蔵庫で節電(扉の開閉時間を短く、詰め込み量も考えて節電) 開いている時間を短く、余分な開閉はしないように/物を詰め込みすぎない/熱いものは冷ましてから入れましょう
- 5 照明で節電(明るさや照明時間を調節して節電) 器具の掃除で明るさアップ/待機消費電力を削減しよう/省エネ型の照明器具に買い換えよう
- 6 テレビで節電(主電源OFF・明るさ調節で節電) テレビを見ないときは消そう/音量は不必要に大きくしない
- 7 他にもこんなところで節電(生活スタイルを見直して節電)



《台所で節電》
炊飯器の保温は控えましょう。/ ご飯は、保温よりレンジで温めましょう。/ 電気ポットの保温を控えましょう。/ 食器洗浄機は、汚れを拭き取った上で節約モードに切り替えましょう。/ 食器洗浄機の乾燥機能は、できるだけ使用を控えましょう。

《トイレで節電》
温水洗浄便座の使用を控えましょう。/ 温水洗浄便座の設定温度を低めに/使わないときは、温水洗浄便座のフタを閉めましょう。

《洗濯で節電》
洗濯は、お風呂の残り湯を利用し、まとめ洗いで洗濯回数を減らす工夫を。

《生活スタイルを見直して節電》
【早寝早起きのライフスタイル(朝チャレ!)で節電!】
早寝早起きは、夜の消費電力を抑えることになり、節電につながります。健康的な生活スタイル(朝チャレ!)を実践しましょう。
【一家回らんで仲良く節電!】
食事や団らんの時などは、家族みんなで一つの部屋に集まりましょう。できるだけ1カ所で生活することで、照明やエアコンなどの節電につながります。



環境省では家庭でできるエコアクションに加えてオフィスでできるエコアクション(7つのポイント)も呼びかけています。詳しくは環境省ホームページをご覧ください。
http://www.env.go.jp/jishin/setsuden_7points/

故人の愛用品や思い出の品などの副葬品を、棺の中に納められると、火葬の際にご遺骨を傷つけたたり、ご遺骨に付着することがあります。有害なタイオキシンの発生や、火葬炉の故障の原因ともなりますので、次のような副葬品は棺の中にお納めにならないようご協力をお願いします。

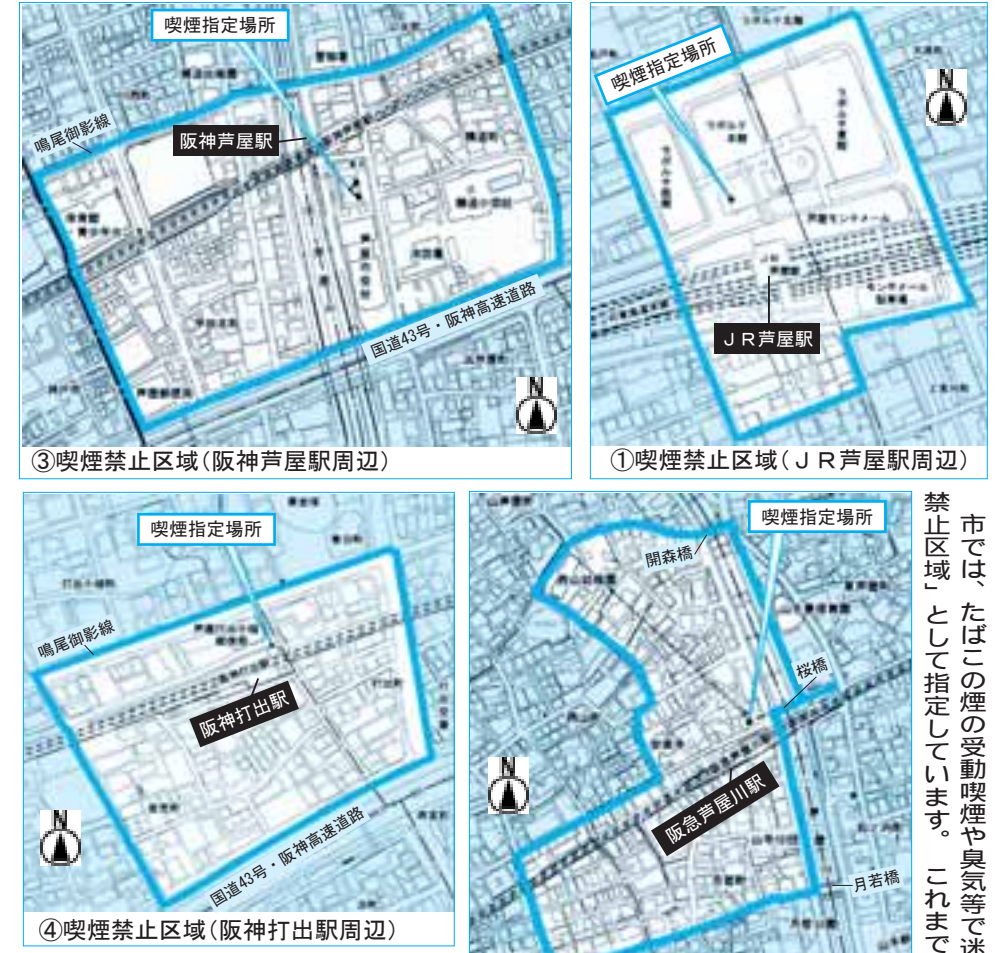
■プラスチック製品 化学繊維製品
釣りざお・ゴルフ用品 テニスラケット・化粧品の洋服 おもちゃ 人形・マジックパンなど

■ガラス製品 金属製品 陶磁器類
(ピン)類 缶類 眼鏡 腕時計 硬貨・貴金属 茶碗(など)

■燃えにくいもの
(布団・毛布書籍類 トライアイス・果物など)

■危険物
(スプレー缶 ガスライター 電池 など)

問い合わせ
聖苑管理事務所 ☎25-2478



市では、たばこの煙の受動喫煙や臭気等が迷惑となる区域を「喫煙禁止区域」として指定しています。これまでJR芦屋駅周辺(地図)のみ指定でしたが、六月一日から新たに阪急芦屋川駅周辺(地図)、阪神打取駅周辺(地図)、阪神打取駅周辺(地図)を追加指定します。これにより、六月から市内のすべての駅周辺は「喫煙禁止区域」となり、違反者は罰金(二千元)が科せられます。

「喫煙禁止区域」内では、喫煙指定場所以外での喫煙が禁止されています。必ず「喫煙指定場所」をご利用ください。

■歩行喫煙の禁止
「喫煙禁止区域」に限らず、市内全域において、公共の場所での歩行喫煙を禁止しています。歩きながら手に持ったたばこの火は、ちよと小さな子どもの顔の近くをかすめる高さでもあり、大変危険です。また、たばこの副産物は周囲の人の健康に害を及ぼすといわれています。自転車に乗りながらの喫煙も含め、歩行喫煙は絶対によめましょう。

■たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て禁止
公共の場所において、たばこの吸い殻や空き缶等を投げ捨てたり、放置することを禁止しています。

■落書きの禁止
公共の場所や、他人が所有する建築物等に、落書きをすることを禁止しています。

「市民マナー条例」で禁止しているその他の事項

■夜間花火の禁止
「花火禁止区域」に限らず、市内全域の公共の場所です。午後九時から午前六時までの時間帯に花火をすることを禁止しています。

■花火禁止区域での花火の禁止
潮芦屋ビーチ周辺において、終日花火をすることを禁止しています。

■飼い犬のふんの放置などの禁止
市民マナー条例では、市民の皆さんの清潔・安全・快適な生活環境を守るため、次のような内容を定めています。

■犬の飼い主は、公共の場所で犬を散歩や運動させるときには、常にリードなどで制御しなければなりません。また、公共の場所で犬がふんを排泄した場合には、そのふんを回収しなければなりません。

自然観察ガイドブック「芦屋の自然」
環境課発行のガイドブック

芦屋の自然観察に役立つ情報満載!

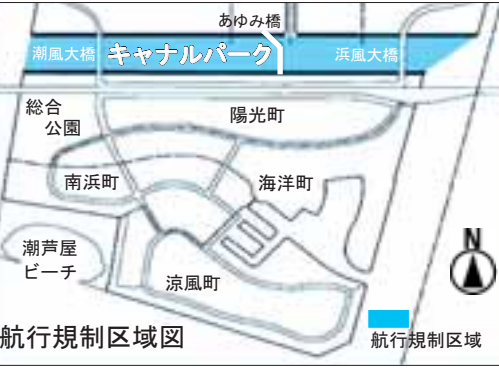
■定価 500円
■販売場所 市役所地下1階売店 平日・午前9時30分～午後4時30分 / ラポルテ市民サービスコーナー/大利昭文堂(阪急芦屋川駅南)

ハイキング・野外活動にも携帯便利なA5サイズ

自然観察ガイドブック「仲ノ池の自然」
仲ノ池緑地の樹木や、魚・鳥・昆虫などを紹介!

■無料で配布しています 市役所北館3階の環境課窓口で、1人1冊、先着300人のかたに差し上げます。平日の執務時間内 午前9時～正午・午後0時45分～5時30分 に環境課へ。

問い合わせ 環境課 ☎38-2051



隣接する地域の生活環境を保全するため、六月一日から、キャナルパーク水路(左図)において、午後六時から翌朝午前八時の時間帯にプレジャーボート等を航行させることを禁止します。

なお、プレジャーボート等とは、水上オートバイ、モーターボート、その他の推進機関としての内燃機関を備える船舶をいいます。

ただし、漁船や船舶運航事業用の船舶、国または地方公共団体が所有する船舶、国立大学法人等が所有する船舶、ボート・カヌー競技会や訓練における審判または救護用の船舶などは、この規制の対象外となります。

また、水難その他の非常事態の発生時に必要な措置を講ずる場合や、国または地方公共団体の業務を行う場合は、午後六時から翌朝午前八時の時間帯においてプレジャーボート等を航行させることができます。

なお、違反者は、市の職員等が注意・指導・勧告・命令を行い、命令に従わない場合には罰金十万円以下(以下)が科せられます。

市内4駅周辺を「喫煙禁止区域」に

市では、たばこの煙の受動喫煙や臭気等が迷惑となる区域を「喫煙禁止区域」として指定しています。これまでJR芦屋駅周辺(地図)のみ指定でしたが、六月一日から新たに阪急芦屋川駅周辺(地図)、阪神打取駅周辺(地図)、阪神打取駅周辺(地図)を追加指定します。これにより、六月から市内のすべての駅周辺は「喫煙禁止区域」となり、違反者は罰金(二千元)が科せられます。

プレジャーボート等の航行規制

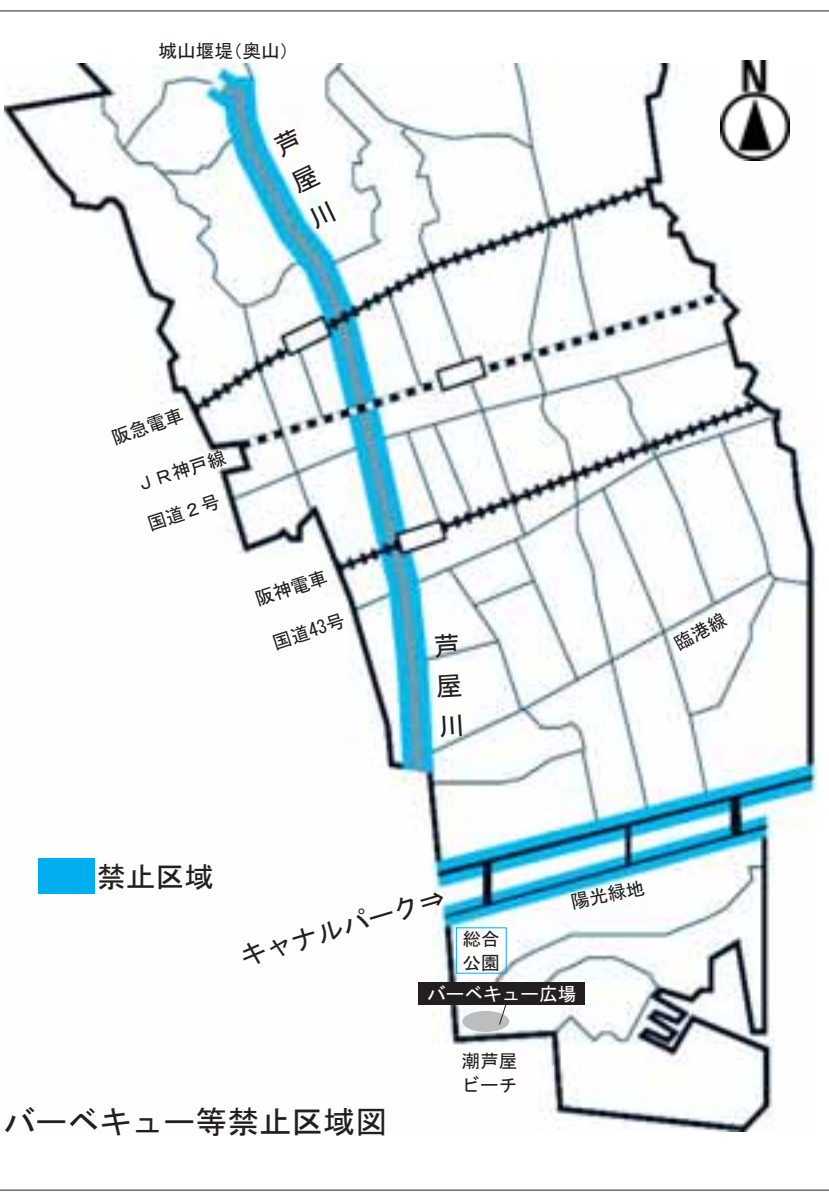
隣接する地域の生活環境を保全するため、六月一日から、キャナルパーク水路(左図)において、午後六時から翌朝午前八時の時間帯にプレジャーボート等を航行させることを禁止します。

なお、プレジャーボート等とは、水上オートバイ、モーターボート、その他の推進機関としての内燃機関を備える船舶をいいます。

ただし、漁船や船舶運航事業用の船舶、国または地方公共団体が所有する船舶、国立大学法人等が所有する船舶、ボート・カヌー競技会や訓練における審判または救護用の船舶などは、この規制の対象外となります。

また、水難その他の非常事態の発生時に必要な措置を講ずる場合や、国または地方公共団体の業務を行う場合は、午後六時から翌朝午前八時の時間帯においてプレジャーボート等を航行させることができます。

なお、違反者は、市の職員等が注意・指導・勧告・命令を行い、命令に従わない場合には罰金十万円以下(以下)が科せられます。



芦屋川流域ほかでのバーベキュー等の禁止

隣接する地域の生活環境および自然環境を保全するため、六月一日から、城山堰堤(えんてい)以南の芦屋川流域およびキャナルパーク水路南北護岸(左図)においてバーベキュー等を禁止します。

ここでいう「バーベキュー等」とは、火気を用いて食品を調理する行為のすべてを指します。

違反者には、市の職員等が注意・指導・勧告・命令を行い、命令に従わない場合には、罰金十万円以下(以下)が科せられます。

なお、バーベキュー等を楽しんでいただくための施設として、総合公園内に有料のバーベキュー広場がありますので、ご利用ください。

「市民マナー条例」で禁止しているその他の事項

■犬の飼い主は、公共の場所で犬を散歩や運動させるときには、常にリードなどで制御しなければなりません。また、公共の場所で犬がふんを排泄した場合には、そのふんを回収しなければなりません。



飼い主のいない猫と平和に共生できる社会を目指して

市では、不幸な猫をこれ以上増やさず、地域での猫のトラブルを解消していく方策として、平成21年度から飼い主のいない猫に不妊手術を実施する「TNR活動」に助成を行っています。

この2年間で芦屋動物愛護協会が実施したTNR件数は急増してきており、効果が徐々に表れ始めている半面、残念ながら、手術が間に合わずに生まれてしまった子猫の保護、あるいは遺棄の事例もわずかに報告されているところです。

【平成22年度のTNR実施頭数】
芦屋動物愛護協会が昨年度行ったTNRの総数は228頭(オス125頭/メス103頭)で、そのうち市から助成を受けて手術したのは、122頭(オス62頭/メス60頭)でした。

【お願い】
飼い主のいない猫に不妊手術をせず、餌を与えていると、どんどん繁殖してしまいます。必ず不妊手術を受けさせてください。また、飼い猫は完全室内飼いにし、生後半年になったら不妊手術を済ませましょう。

問い合わせ 環境課 ☎38-2050/芦屋動物愛護協会事務局 ☎38-2033(経済課内)

「TNRとは?」
Trap-Neuter-Returnプログラム
飼い主のいない猫問題の推奨される解決方法

■Trap トラップ(捕獲器)で猫を捕獲すること。
殺傷するようなトラップは含まれない。

■Neuter ニューター(不妊手術)

■Return リターン(元の生活場所に戻す)
*Releaseが使われることもある。

【TNRの申し込み】
①電話で環境課か愛護協会へ申し込む ②担当者が、現場の確認と生息頭数の調査を実施 ③捕獲前の準備(餌付けが必要な場合もあり) ④頭数に応じた捕獲器を設置(1回で捕獲可能な頭数は10頭まで) ⑤病院への搬送と手術の実施(手術済みの印として、耳先にV字カットを施す) ⑥病院から搬送し、猫の写真を撮って元の場所へ戻す(入院は1泊～数泊)

バーベキュー等の禁止/プレジャーボート等の航行規制/喫煙禁止区域の追加